

議案第71号

新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条から第8条までを削り、第9条を第6条とし、第10条を第7条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥に係る手数料の納付については、なお従前の例による。

提案理由

し尿及び浄化槽汚泥の共同処理を開始することに伴い、新居浜市衛生センターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処分に係る手数料を廃止するため、本案を提出する。